



# みどりの会レター

第 22 号(速報) 2009 年 4 月 7 日

**皆様の声が届いた!**

これからも住民一人一人の意思表示が重要です。

**快挙**

**大くら市長、長谷工役員に異例の要請**

市民の安全・安心のため、企業は社会的責任を果たして!  
“法律を守ればそれで良いわけではない”

木谷氏(黒部丘マンション計画を考える会代表)・池田(みどりの会代表)他との面談(4月2日)の席上、市長自身が明らかにしたもの。

大くら平塚市長が3月27日、長谷工役員と面談していたことは、すでに一部新聞等で明らかにされていたが、その席上での発言内容が注目されていた。黒部丘 JT 跡地に建設予定のマンションについて市長は、「市民の安全・安心を守らねばならない。企業は単に法律を守ればよいわけではない。良質な住居を市民に提供しよう社会的責任を果たすべきだ」と発言し、長谷工に更なる配慮を求めていることが明らかになった。マンション問題で市長がこのような要請を行うのは異例であるが、市民の安全・安心を守るべき市長として不安に思っている気持ちを率直に説明したとも述べた。さまざまな制約がある中、市長が確固とした行動にでた点で、今後の長谷工の変化・建築設計変更へのきっかけとなることが期待される。

《3月27日市長は長谷工執行役員・開発副部門長など3名を市に呼び面談 市長からの要請内容》

- ★ 市長は緊急時の避難者が局所的に集中することや防災上必要な機材・空地の確保など、過密設計により生ずると思われる問題点について「更なる配慮」を求めた
- ★ 長谷工側からの「更なる配慮」の具体的内容は、文書をもって市長に回答するよう要請
- ★ 企業は単に法律を守っていれば良い訳ではなく、社会的責任を果たすべきとの立場も表明
- ★ 住民への威圧的態度などで問題化していた長谷工側の地域住民に対する対応については、「きちんとした、丁寧な対応」を求めた
- ★ 「近隣住民の8割が合意」と長谷工側が述べていることについては、「重要なのは、いくつ判が押してあるというようなことではない」との考えを示した。

なお、市長と木谷氏・池田面談では、ほかに浜岳地下道脇に建設予定のパチンコ店問題などについても意見交換がなされた。

→裏面につづく

黒部丘・董平のみどりとくらしを守る会(代表 池田浩史) 事務局 TEL 090-9643-9555

みどりの会ホームページアドレス <http://kurobeoka.web.fc2.com/>

★長谷工の着工期日は延期。工事協定締結は慌てず慎重に。

- 工事協定は、住民側と事業者とが工事の安全・安心のために自主的に結ぶもの。
- 業者側は、協定締結を理由に住民が現設計を認めたと主張することがあり、注意が必要。

★開発審査会裁決で付言（不服申立ては棄却）

- 不服申立ては棄却になるも“建築計画に検討の余地あった”との以下の付言があった。
- ① 予定建築物について検分した所、住民指摘の問題点について危惧されるのは理解できる。
- ② 市には、法の解釈上許される範囲で開発計画に更なる変更を求める余地がないではなかった。

★建築審査会への不服申立てを万全の布陣で開始

- 建築に関する一層高度な法的・技術的知識が要求され、専門家の協力が不可欠
  - 建築紛争分野で多数の実績のある日本で有数な弁護士・建築士による不服申立て
  - 民間検査機関「都市居住評価センター」での建築確認は以前にも逆転不許可の例あり
- 【このマンション設計の問題点（一部抜粋）】
- ・ 8棟を2棟にこじつけた建築物の設計違反の恐れ → 一敷地一建築物違反
  - ・ 東棟と西棟に外階段がなく、震災・火災時の避難通路の確保が不十分 → 二方向避難不可

★カンパのお願い★

開発審査会でも指摘されたあまりにも問題ある設計、事業主の経営状況、住民の方々の明確な「No！」。これらを追い風に「建築確認への不服申立て」を住民有志で行っています。今回は、建築・法律等の専門知識が不可欠なため、専門家の力をお借りしています。

みなさまの「No！」のお気持ちでより良い黒部丘にするため、平塚の恵まれた住環境を守るためにもぜひカンパをお願いします。

一口 1,000 円。50 口 (50,000 円) まで。

振込先: **ゆうちょ銀行 口座番号 00210-2-100370**

黒部丘・董平のみどりとくらしを守る会(クロベガオカ スミレダイラノミドリトクラシヨマモルカ)

- \* 振り込み手数料はご負担をお願いします(ATM 利用 3万円未満 80円/ 3万円以上 290円)。
- \* 他行等から振り込まれる場合(店名が必要になります)

**店名(店番) ○二九(ゼロニキュウ)店(029) 当座 0100370**

\*みどりの会収受世話人に直接お渡し頂いても結構です。

確認のため領収書を出します。

収受世話人: 池田、伴野、早川、瀬楽、三宅 (但し、代理人は不可)

問い合わせ先: みどりの会・事務局 TEL 090-9643-9555